

「宮城県イノシシ捕獲等事業実施計画」について

平成 27 年 3 月 23 日

宮城県環境生活部自然保護課

1 実施計画策定の理由

- 平成 26 年 5 月 30 日に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正されたことに伴い、環境大臣が指定管理鳥獣に指定したイノシシの捕獲を国又は都道府県が実施できる「指定管理鳥獣捕獲等事業」（以下、「捕獲事業」という。）が新設された。
- この事業では、イノシシの捕獲事業を実施するに当たって、あらかじめ生息数等の調査や効率的な捕獲方法等の検討を行い、毎年度、実施計画を策定する必要があることから、本県においても、平成 27 年度実施に向けた実施計画を策定した。
- なお、平成 27 年度に限っては、生息数調査等を実施せず、国が実施した「階層ベイズ法による推定生息个体数調査」結果等から算出した暫定的な生息数に基づき実施計画を策定し、捕獲事業を実施できることとなっている。

2 平成 27 年度実施計画について

- 宮城県では、この事業を活用し、平成 27 年度の早い時期からイノシシ捕獲ができるよう、国の調査結果等から暫定的な生息数を算出し、平成 27 年度の実施計画を策定した。
- しかし、国からの補助金額が確定していないことや、生息数調査等の結果に基づく詳細な実施計画ではないことなどから、平成 27 年度については、県が平成 23 年度から生息域の拡大防止を図る目的で个体数調整事業を実施してきた県北地域において、この捕獲事業を実施することとしたものである。

3 平成 28 年度以降の実施計画策定について

- 県としては、県北地域のみならず、県南地域や県央地域においても捕獲事業を実施する必要があると認識している。
- 平成 27 年度は捕獲事業と並行して生息数調査等を実施し、市町村や猟友会等関係機関と協議しながら、事業の実施地域も含めて、より効果的かつ効率的な実施計画を策定することとしたい。
- なお、同一の地域において、県の个体数調整事業と市町村の个体数調整（有害鳥獣捕獲）事業を行うことになった場合は、捕獲に係る経費について猟友会内部で不公平感を生じさせないように事前に市町村や猟友会と調整を図る必要がある。
- ただし、地域によってイノシシの生息密度は異なっていることから、1 頭当たりのイノシシの捕獲経費は違ってくるため、捕獲事業を実施する地域によって、業務委託費に差が生じる場合もあるものと考えている。